



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 3 7 号 の 2

令和3年(2021年)4月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 監査公表

○ 監査公表 (第8号)

(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

● 金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 山田文禎から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年4月12日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

令和3年3月24日

金沢市監査委員	林	充	男	様	
金沢市監査委員	中	村	哲	郎	様
金沢市監査委員	高	岩	勝	人	様
金沢市監査委員	清	水	邦	彦	様

包括外部監査人 山 田 文 禎

公園に関する財務事務の執行について

**第1 外部監査の概要**

**1 外部監査の種類**

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査である。

**2 選定した特定の事件（テーマ）**

公園に関する財務事務の執行について

**3 特定の事件（テーマ）を選定した理由**

高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの多くが改修や更新の時期を迎えている。公園においても、遊具等の改修や更新、植生の養育維持に支出が見込まれており、計画的かつ持続可能な施設管理が求められている。

また、緑が有する多面的な機能を市民の重要な社会基盤（グリーンインフラ）と捉える動きが広がっており、金沢市では、「金沢市緑のまちづくり計画」を策定し、「緑の柔軟な活用」及び「市民協働をはじめとする公民連携の推進」を新たな視点として掲げ、市民とともに、緑の魅力と質を高める施策を展開している。

加えて、公園は大雨時の雨水貯留や大雪時の排雪場としての活用のほか、火災時の延焼防止帯や災害時の避難場所など、防災・減災の機能を発揮することが求められている。

このような状況を鑑みて、公園に係る財務事務を精査し、適正かつ効果的に行われているかどうかについて検証することは、有益であると考え選定した。

**4 外部監査の方法**

**(1) 監査の視点**

監査の視点は以下のとおりである。

- ①財務事務の執行が関係する法令・条例等に基づいて適正に行われているか。
- ②契約（請負、委託）に係る事務が適正に行われているか。
- ③事務事業の執行（公園事業に関連して策定された整備計画等の進捗状況）が適正かつ効果的・効率的に行われているか。
- ④補助金の支出が関係法令等に準拠して適正に行われているか。
- ⑤公園事業に関する資産の取得、管理、処分が適正に行われているか。

**(2) 主な監査手続**

主な監査手続は以下のとおりである。

- ①担当課の組織、人員、財務等の概要について、担当課への質問及び関連文書の閲覧を実施した。
- ②財務事務の執行について、金沢市緑のまちづくり計画の進捗状況に留意しつつ、担当課への質問及び関連する帳簿、証拠資料等の関連文書の閲覧を実施した。
- ③監査対象事業の状況を把握するため、現地視察を実施した。

**5 外部監査の対象期間**

原則として令和元年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和2年度の一部についても監査の対象とした。

**6 外部監査の実施期間**

令和2年6月11日から令和3年3月19日まで

**7 監査人補助者**

- 田嶋 隆大（公認会計士、税理士）
- 木戸 正裕（公認会計士、税理士）
- 深澤 智士（公認会計士）
- 大屋 貴裕（税理士）

**8 利害関係**

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

**9 監査の結果と意見**

監査の結果については、合規性、効率性等の観点から、是正が必要と思われるものについては【指摘事項】、組織及び運営の合理化等に資するものについては【意見】と記載した。

**10 その他**

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも、端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1 金沢市の緑を取り巻く現況

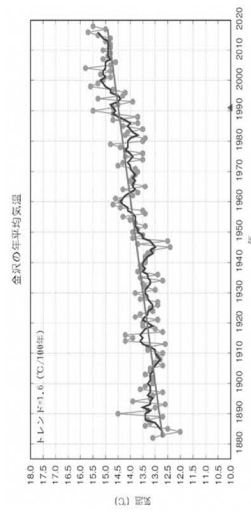
金沢市の緑を取り巻く現況については、以下の基礎的自然条件、社会条件が大きく影響している。

(1) 基礎的自然条件

金沢市の地勢は、北西は日本海に面し、南西から南東にかけて白山山系の奈良岳(1,644m)、大門山(1,571m)から匠王山(939m)の山岳地帯となり、白山市から富山県南砺市、小矢部市に接している。これから北に向かって北部加賀丘陵となつて傾斜し、丘陵地の先端から金沢平野が広がっており、その中を犀川(34.5km)、浅野川(28.9km)、森下川(23.6km)などの河川が日本海や河北潟に流れ、河口には金沢港が形成されている。市街地は丘陵部から平野部にかけて展開し、平野の西部で白山市と野々市市に接し、東部から北部にかけて津幡町と内灘町に接している。金沢市の総面積は、468.6k㎡であり、うち都市計画区域は249.8k㎡(市街化区域99.9k㎡、市街化調整区域149.9k㎡)、林野面積は281.4k㎡である。東西の距離は23.3km、南北の距離は37.3kmであり、海岸線の長さは9.2kmである。

金沢市の気候は、年平均気温15.5度、年間降水量2,765.5mm、年間降雪日数(日降水量が1.0mm以上の日の合計)185日、年間曇り日数59日、平均湿度69%、日照時間1,880.7時間であり、冬の降雪をはじめ年間を通じて降水量が比較的多く、日照時間が少ない日本海側気候である。金沢市の地形は、北西部一帯の平野部と南東部一帯の台地・丘陵・山地部に区分される。平野部は、海岸線に沿って幅約7kmの範囲の大部分が標高10m未満であり、南西側は手取川扇状地から北東側の河北潟に至り、北西側は標高30m未満の低い砂丘を介して日本海に接している。台地・丘陵・山地部のうち、平野部に近い標高はほぼ200mのときは台地・丘陵部で、その南西から南にかけては次第に標高が高くなる山地部が果境まで続き、その丘陵部の中で戸室山とキゴ山が孤立丘を形成している。海岸部の砂丘は、均一な中粒砂で構成されており、河北潟干拓地から大野川沿いにかけて埋立地と金沢港口に隣接する埋立地は、人工改変地である。

【金沢市の自然状況】



(出典：気候変化レポート2018～関東甲信・北陸・東海地方～(東京管区气象台))

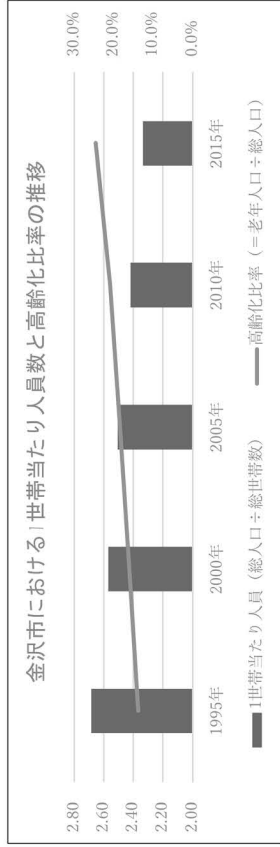
金沢市において、年平均気温は100年あたり約1.6℃の割合で上昇している。金沢地方気象台によると、地球温暖化が最も進行する場合、21世紀末には現在より約4℃上昇し、現在の鹿児島市と同程度になると予測されている。今後、気温の上昇とともに大規模な豪雨災害が想定されることから、平常時からの防災対策が必要である。

(2) 社会条件

金沢市の人口は、直近の平成27年国勢調査によれば、約46万5千人、約19万9千世帯であった。人口動態の推移を見ると、自然動態は減少傾向にある反面、社会動態は増加傾向であり、自然動態の減少を社会動態が補う状況である。

高齢人口比率は、過去2回の国勢調査と比較し、急激に上昇する一方、15歳未満の年少人口及び15歳以上65歳未満の生産年齢人口は減少傾向にあり、約4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えている。

また、1世帯当たりの人員は2.3人と過去最低となっており、今後も核家族化や少子化、高齢者の単身世帯の増加により、1世帯当たりの人員は減少すると想定される。



(出典：総務省統計局 調査統計室)

高齢化比率の推移は、公園利用のニーズを変化させ、今後の公園管理に対して非常に大きな影響を及ぼす可能性がある。

2 金沢市の緑を取り巻く動向

(1) 社会情勢の動向及び関連する法改正等

①人口減少及び少子高齢化の進行と集約都市の形成

全国的に、人口減少社会を見据えた段階的な都市構造の再構築等の必要性が高まっている。金沢市では、平成29年に「金沢市集約都市形成計画」を策定し、成熟都市の実現を目指す方針を示した。これに基づいて、緑が有する多面的な機能を積極的に活用し、緑とオープンスペースに対する市民の様々なニーズに応える仕組みや体制づくりが求められている。

【関連する法改正等】

- ・平成26年8月 都市再生特別措置法の改正(国)
- ・平成29年3月 金沢市集約都市形成計画<sup>(※)</sup>の策定

※金沢市集約都市形成計画

平成26年に改正された都市再生計画特別措置法の立地適正計画に相当する金沢市の計画であり、長期的な視点から金沢市の持続的発展が可能となる都市構造の段階的な再構築の考え方を示した都市の集約化に関する総合計画である。

②環境問題や自然災害に対する安全安心なまちづくり意識の高まり

森林や公園緑地等の緑は、大気や水質の浄化作用等のほか、雨水浸透や土砂流出の抑止など、防災・減災機能を有している。これら自然や緑が持つグリーンインフラとしての機能を積極的に活用し、地球環境にやさしく、まちの安全安心を持続的に確保する視点がより重視されてきている。

【関連する法改正等】

- ・平成28年5月 地球温暖化対策計画の策定(国)
- ・平成28年5月 国土強靱化アクションプラン2016の策定(国)

③公共インフラの老朽化の進行

全国的に、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの多くが、改修や更新の時期を迎えている。

公園緑地においても、今後、既存施設の改修や更新に係る費用の増加、繁茂しすぎた植栽や寿命を迎えつつある植栽の更新等が見込まれており、計画的かつ持続的な施設管理が求められている。

【関連する法改正等】

- ・平成25年11月 インフラ長寿命化基本計画の策定(国)
- ・平成30年10月 公園施設長寿命化計画<sup>(※)</sup>策定指針(案)改定版公表(国)

※公園施設長寿命化計画

老朽化が進む公園施設について、利用者の安全確保対策の強化、修繕・更新費用の平準化を図る観点等を踏まえ、施設ごとに計画的な維持管理方針を定め、施設ごとの修繕・更新の予定時期や内容等を取りまとめた計画である。

④価値観の多様化やライフスタイルのさらなる変化

近年、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいるが、画一的な公園施設や厳しい公園ルールが今なお多く存在するとともに、老朽化等による魅力の低下が顕在化している。

今後の公園緑地には、これからの時代に対応した公共空間としての役割や機能向上、生活の質を高める魅力ある空間づくりが求められている。

⑤ICT・AI技術の進展

ICT(情報通信技術)の進歩とともに、多様なサービスを楽しむことができるようになり、さらに人の活動を支援するAI(人工知能)技術が急速に普及し始めている。

今後、地方自治体においても、これらの技術を活用した公共施設の品質管理や維持管理、利便性や安全性の向上を図ることが求められている。

⑥持続可能な開発目標(SDGs)の達成にむけた取組

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年に向けた持続可能な開発目標が設定された。

自治体等においても、各種計画の策定や改定においてSDGs精神を反映し、進捗管理制度や手法の確立、多様な主体の連携による目標達成等が求められている。

【関連する法改正等】

- ・平成27年9月 持続可能な開発のための2030アジェンダ(国連)の採択

⑦多様な主体の連携による総合的なまちづくりの必要性

従来型の取組だけではなく、新しい公共のかたちを模索し、多様な主体(市民、事業者関係団体等)との連携を推進していく必要がある。

そのためには、既存の公共空間に市民の知恵や活力を取り入れ、限られた資源を賢く使う総合的なまちづくりの視点が求められている。

【関連する法改正等】

- ・平成26年3月 金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の改正(金沢市)

**3 金沢市の人口及び土地利用、市民意識**

金沢市の人口は、今後減少が進むと予測されており、特にまちなかにおける年少人口の減少と老年人口の増加が顕著である。

また、平成27年の北陸新幹線開業による交流人口の急激な増加に伴い、金沢駅周辺や都心軸沿いの開発が進む一方、まちなか区域では、多く残存する「金沢町家」が年間約100棟取り壊されるとともに、低未利用地(平面駐車場、工事中の土地、未利用地など)の面積が増加している。

さらに、金沢外環状道路(海側幹線)周辺を中心に市街化等が進み、農地をはじめとした緑の土地利用が減少している。

住まい周辺の生活環境に対する満足度については、平成29年度金沢市都市計画マスタープランアンケート調査結果によると、「満足」及び「ほぼ満足」を合わせた割合は、「公園・緑地の整備状況」で42.1%、「自然・緑の豊かさ」で48.0%と、他の生活環境に対する満足度よりも比較的高い状況である。

**【住まい周辺の生活環境に対する満足度(市全体)】**

満足度が高いもの(上位4項目)	満足度が低いもの(下位4項目)		
買い物の便利さ	54.0%	観光客と住民との調和	9.2%
自然・緑の豊かさ	48.0%	災害に対する備え	11.1%
医療環境	47.3%	福祉施設の整備状況	17.4%
公園・緑地の整備状況	42.1%	通学路の安全対策	20.0%

(出典：平成29年度金沢市都市計画マスタープランアンケート調査結果)

また、市民が公園緑地に求めている役割としては、近年の大規模な自然災害の発生状況もあり、「災害時の避難場所等の防災拠点」が36.3%と最も高く、次いで「緑や花等自然の豊かさ」、「運動や憩い・休養等健康増進の場」、「子供の遊びや運動の場」となっており、公園緑地に対するニーズの多様化がうかがえる。

**【金沢をもっとよくなるために公園緑地が担うべき役割】**

回答が多い上位4項目	割合
災害時の避難場所等の防災拠点	36.3%
緑や花等自然の豊かさ	30.2%
運動や憩い・休養等健康増進の場	29.6%
子供の遊びや運動の場	27.3%

(出典：平成29年度金沢市都市計画マスタープランアンケート調査結果)

**(2) 緑を取り巻く法制度や仕組みの改正等**

以下4つの項目について、法制度や仕組みが改正等されている。

**① 生物多様性の保全**

平成22年10月に「生物多様性条約締結国会議(COP10)」で合意された愛知ターゲットや、平成24年9月に策定された国の「生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現にむけたロードマップ～」において、生物多様性の保全及び持続可能な利用、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略が示された。

**② 緑とオープンスペース政策の転換**

平成28年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書を国土交通省が公表し、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する新たなスタンスへ移行すべきとの方針が示された。

また、新たなスタンスで重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」ことが示された。

ここでオープンスペースとは、都市計画で、心理的な潤いを人々にもたらし、また、防災上の役割を負う永続的な空地(くうち)をいい、ストック効果とは、整備された社会資本(社会インフラ)が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果を意味する。

**③ 都市農業の振興**

平成28年5月に都市農業振興基本法に基づき「都市農業振興基本計画」が策定され、「都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針」、「都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」が示された。

**④ 都市緑地法等の一部改正**

平成29年6月に都市緑地法等の一部が改正され、「都市公園の再生・活性化」、「緑地・広場の創出」、「都市農地の保全・活用」に関する法整備が行われたことで、都市公園の管理方針とともに「緑地」の定義に農地が含まれることが明確化され、市区町村が策定する「緑の基本計画」には、生産緑地のほか都市農地の保全の方針を記載できることとなった。

4 第2次計画における緑のまちづくりと課題

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、自治体が将来に向けた緑地の保全や緑化の推進に関する目標や施策等を定める法定計画である。

金沢市では、平成10年にはじめて「金沢市緑の基本計画」を策定し、平成21年には金沢らしさと快適で潤いのある都市の形成を目指し、第2次計画として「緑の保全と活用」「緑の創出」「緑のネットワーク」「緑化活動の推進」の4本の柱を定め、様々な施策を展開してきた。

(1) 第2次計画における緑のまちづくりと課題

①緑の保全と活用

ア 特徴的な地形の緑の保全

金沢の地形が生み出した緑は、地区や区域等の指定や技術的・財政的支援等により、保全されている。特に、金沢の特徴的な緑である斜面緑地については、約843haを保全区域に指定し、高木緑化や巨木適正管理、保全活動に係る助成に取り組んできたが、所有者が管理できない土地や、高齢化により管理が行き届かない農林地も見られる。

イ 歴史文化を反映した緑の保全

また、金沢市は、金沢城公園や兼六園をはじめ、歴史文化を反映した緑を有しており、適切な維持管理や保存樹・景観樹の指定等により、その魅力や価値を保全してきたが、近年では所有者の世代交代に伴い、維持管理に関わる近隣トラブル等を背景とした保存樹解除を求める声が高くなるなど、保全にむけた課題も生じている。

②緑の創出

ア 公園緑地の整備

金沢市の公園緑地は、平成30年時点で842箇所、623.0haが整備されており、平成20年と比較し、89箇所、約70ha増加したことで、一人当たりの都市公園面積は約2㎡増加し、中核市平均を約3㎡上回っている。

イ 緑の充足状況

地域制緑地の分布、都市計画区域内の緑の充足状況は9割を超えており、おおむね充足しているが、藩政期からの都市構造が残るまちなか区域やミニ宅地開発が集積的に進んだ郊外の一部では、身近に公園が存在しない地区が存在する。

ウ 公園緑地の設置からの経過年数と維持管理

設置から30年以上経過した公園緑地が全体の約半数を占めており、遊戯施設や休養施設の老朽化が進んでいる。

また、地域の公園愛護団体等と連携しながら、公園緑地の適切な維持管理に取り組んできたが、管理が十分に行き届いていない公園緑地が一部見られる。また、公園緑地だけでなく街路樹の維持管理費も年々増加傾向にあり、平成20年度と平成29年度を比較すると約1.76倍に増加した。

③緑のネットワーク

ア 大規模拠点の整備

大規模な総合公園として、平成23年に大乗寺丘陵公園が全面開園したほか、卯辰山公園では「四百年の森」の拡張や「眺望の丘」の整備など、ネットワークの拠点としての機能強化が進んだ。

イ 街路樹の整備

市が管理する街路樹は、幹線道路を中心として総延長約256km(図上計測値)が整備されており、高木28,420本、低木453,000本が植栽されているが、植栽から長年経過し、巨木化した街路樹による歩道部の根上り現象をはじめ、樹勢に衰えがある樹木や街路樹の連続性が途切れている区間が存在している。

また、海側の平野部では、西部緑道の延伸など、金沢市内を流下する犀川や浅野川、台地、丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成が進んでいる。

④緑化活動の推進

ア 緑を守り育てる担い手

平成29年度時点で、金沢市内各地域で花いっぱい運動に取り組んでいる団体数は311団体あり、市民緑化ボランティア団体「かなざわ緑と花の会」は、7グループで構成され、活動員数は138名が在籍し、ともに近年は、ほぼ横ばいの傾向である。公園緑地を守り育てる公園愛護団体や公園等里親団体の団体数は、年々増加傾向にあり、それに伴い、維持管理を促進するための管理奨励金も増加している。

イ 緑化イベント

「緑を育て金沢を美しくする会」主催の緑化イベントは、年間約50回開催されており、緑化活動の普及に取り組んでいる。毎年、秋に開催されている緑花フェスティバルは、約1万人の来訪者があるが、イベント企画内容の定型化や参加者の固定化が見られる。

【緑花フェスティバル】



(3) 計画の基本方針と施策

計画では、上記の視点から導かれる基本方針を柱とし、それぞれの基本方針の実施に必要な施策を講ずる。

【視点1】貴重な緑を守りながら良好なかたちとして承継する

基本方針1：金沢の暮らしと営みが育んだ緑を守り、引き継ぐ【承継】

金沢市には犀川・浅野川、卯辰山丘陵・小立野台地・寺町台地等の「地形が生み出した緑」を基盤として、これまで受け継がれてきた杜・寺林、町家の庭等の「歴史文化を反映した緑」、公園緑地や街路樹等の「都市の緑」が重層性をなしており、そのような貴重な緑を良好な形で後世に引き継ぐために、都市の緑の効率的な維持管理や計画的な更新に取り組むほか、保全策の周知徹底や助成制度の適切な運用によって、歴史文化の緑や特色ある地形の緑の承継を図るということである。具体的な実施施策としては、都市の緑の維持管理の推進、地域のシンボルとなる緑の承継、特色ある地形の緑の承継が挙げられる。

【視点2】多様な市民ニーズや地域の課題に応じた緑の活用を進める

基本方針2：金沢の多様な緑を活かし、魅力と質を高める【活用】

緑は景観的な活用だけではなく、非常時の避難場所等、多機能的な活用が期待されていることから、金沢市のまちづくりにおける緑の活用の可能性を探り、新たな価値を生む緑の空間を創出するとともに、防災機能の強化等にも取り組み、また、水と緑のネットワーク形成をさらに進めるほか、地域主体の緑のマネジメント体制の整備、地形が織りなす緑の利活用等、金沢の緑の魅力を高めるよう活用を図ることである。具体的な実施施策としては、新たな価値を生む緑の空間の創出、魅力ある水と緑のネットワークの形成、地域の特徴的な緑の魅力の向上、市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実、地域特性に応じた緑のマネジメントの推進、魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用が挙げられる。

【視点3】緑のまちづくり活動において多様な主体との連携を進める

基本方針3：金沢の緑のまちを支える人を育み、つなげる【連携】

金沢市の重層性ある緑を使いこなし、次世代に継承するために、地域や利用者とのコミュニケーションを通じて管理運用が必要となる中、これまでの取組では運営が困難となることが想定され、多様な主体との連携も不可欠となることから、緑のまちづくりへの市民や事業者等の参画を促すことやイベントの開催等により、市民の緑に対する意識向上を図り、団体間の交流を促進し、新たな担い手の育成や支援に向けた取組を進めるということである。具体的な実施施策としては、地域特性に応じた緑のマネジメントの推進、各種イベントの開催・情報の発信、市民協働による保全活動の促進、緑化活動団体等の育成・支援、地域コミュニティとの連携強化、自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進が挙げられる。

5 金沢市緑のまちづくり計画の概要

(1) 計画の位置づけと対象

金沢市緑のまちづくり計画（以下、「緑のまちづくり計画」という。）は、第2次計画の「金沢市緑の基本計画」策定後約10年が経過し、社会情勢の変化と国の整備方針が新たに展開される中で、これまで進めてきた取組を踏まえ、新たな時代を見据えた課題解決にむけて、総合的な緑のまちづくりを進めるために第3次計画として策定されたものである。

緑のまちづくり計画は、国の「都市緑化法」と「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」に基づき、金沢市の上位計画である「世界の「交流拠点都市金沢」をめざして」や「金沢市都市計画マスタープラン」及び国、県、市の関連計画等との整合を図り、今後の金沢市における緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画である。

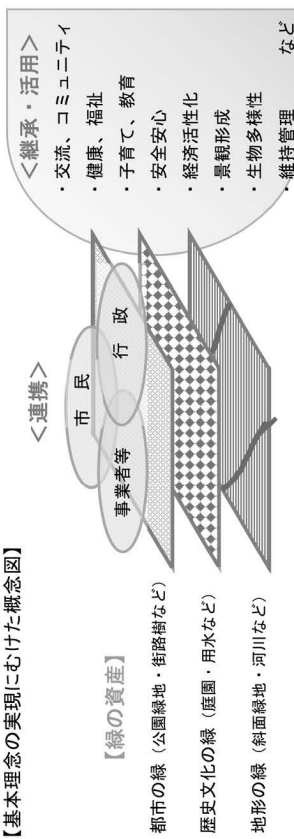
緑のまちづくり計画の対象区域は都市計画区域区域内であり、その期間は令和元年度から令和10年度までの10年間である。

(2) 計画の基本理念と実現に向けた視点

金沢市の緑は、「地形が生み出した緑」を基盤とし、「歴史文化を反映した緑」と公園緑地、街路樹等の「都市の緑」とが重層性をなすことから、計画の基本理念を『豊かな緑の重層都市金沢～金沢の「地形」「歴史文化」「都市」が育んできた緑を次の世代に～』として掲げる。これを実現するため、以下の3つの視点を設定し、その施策を展開している。

視点1：貴重な緑を守りながら良好なかたちとして承継する  
視点2：多様な市民ニーズや地域の課題に応じた緑の活用を進める  
視点3：緑のまちづくり活動において多様な主体との連携を進める

【基本理念の実現にむけた概念図】



継承・活用・連携の視点により、緑の資産の価値を高め、次の世代に引き継ぐ

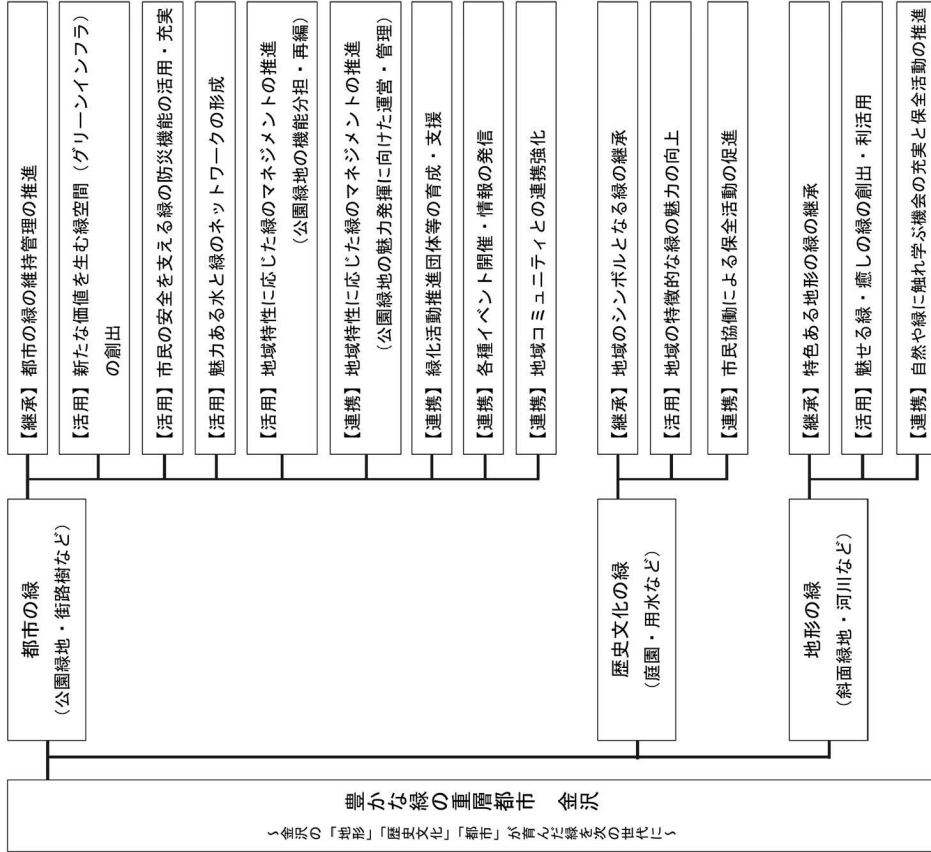
(4) 施策の体系

基本理念及び緑の資産を踏まえた施策の体系は、以下のとおりである。

施策

緑の資産

基本理念



6 監査対象事業の選択方針

(1) 監査対象事業一覧

緑のまちづくり計画を立案、推進する緑と花の課が所管する全事業から、緑のまちづくり計画に関連する緑化推進費と公園費の事業を抽出し、監査対象とした。

事業名	対象緑地	当初予算 (千円)
公共緑化推進費	都市公園、街路樹	36,000
1 街路樹等雪吊り魅力向上事業費	街路樹	15,000
2 緑あふれる都市づくり事業費	街路樹	207,400
3 街路樹維持管理費	都市公園、公共施設緑地	69,400
4 公共施設緑化事業費	都市公園、民間施設緑地、法による地域	2,000
5 緑豊かなまちづくり促進事業費	民間施設緑地	11,875
6 森の都金沢緑化基金費	公共施設緑地、民間施設緑地	120
7 緑の少年団活動支援費	公共施設緑地、民間施設緑地	200
8 緑と花の活動員事業費	公共施設緑地、民間施設緑地	148
9 金沢市緑のまちづくり審議会経費	全て	19,000
10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助	民間施設緑地	3,600
11 樹木害虫防除事業費補助	民間施設緑地	34,393
12 公共施設等樹木害虫防除事業費	都市公園、公共施設緑地	7,710
13 保存樹等適正管理事業費	民間施設緑地	177,000
14 城北市民運動公園整備事業費	都市公園	54,000
15 卯辰山公園開園100年魅力向上事業費	都市公園	10,000
16 卯辰山公園夜の彩り創出事業費	都市公園	20,000
17 卯辰山眺望景観創出事業費	都市公園	153,900
18 西部緑道整備事業費	都市公園	133,800
19 既設公園整備(リニューアル等)事業費	都市公園	98,000
20 公園施設整備事業費	都市公園	17,000
21 歩けるまちの休憩空間創出事業費	都市公園	2,100
22 児童遊園整備費補助	民間施設緑地	15,070
23 公園愛護費	都市公園	111,257
24 公園維持管理費	都市公園	359,640
25 公園保守管理費	都市公園	



(2) 公園緑地の個所数と面積

事業実施対象公園は以下のように区分されている。

区分	個所数		面積 (h a)		主な公園名
	平成30年	増減(*1)	平成30年	増減	
街区公園(*4)	454	45	104.7	8.6	
近隣公園	22	3	32.5	5.2	姉妹都市公園、鞍月中央公園、高尾中央公園、駅前中央公園、城北中央公園、玉川公園
地区公園	2	0	6.3	0	額谷ふれあい公園、 <u>四</u> (*)いしかわ四高記念公園
総合公園(*5)	5	1	208.7	57.3	卯辰山公園、大乗寺丘陵公園、 <u>四</u> 金沢城公園、 <u>四</u> 北部公園、 <u>四</u> 奥卯辰山健民公園
運動公園(*6)	3	0	72.0	5.2	金沢南総合運動公園、金沢城北市民運動公園
広域公園	1	0	42.1	0	<u>四</u> 健民海浜公園
特殊公園	6	0	52.8	0.4	外濠公園、奥卯辰山墓地公園、内川墓地公園、こなん水辺公園、 <u>四</u> 兼六園、 <u>四</u> 本多の森公園
緑地	82	4	62.1	6.7	彦三緑地、主計町緑水苑、天神町緑地、 <u>四</u> 犀川緑地
緑道	6	2	7.4	0.1	湖陽緑道公園、上荒屋中央緑道、西部緑道、高尾台4丁目緑道、福増町緑道
広場公園	5	0	0.4	0	香林坊にぎわい広場
都市公園計	586	55	594.0	83.5	
小公園等(*7)	212	31	5.2	0.6	
未公示公園	44	3	23.8	-14.4	(*)3
合計	842	89	623.0	69.7	

※1 増減は平成20年との比較値である。

※2 四は石川県が管理している公園である。

※3 大乗寺丘陵公園(総合公園)の告示に伴い面積が減少している。

※4 街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供する目的とする公園である。その設置基準は、誘致距離250メートルの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準とする。

※5 総合公園は、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園である。その設置基準は、都市規模に応じて1箇所当たり面積10~50haを標準とする。

※6 運動公園は、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園である。その設置基準は、都市規模に応じて1箇所当たり面積15~75haを標準とする。

※7 小公園は、街区公園の面積(0.25ha)以下の公園である。

(3) エリア別の緑のまちづくり方針と監査対象事業

緑のまちづくりを展開するエリアとその方針に対して、本監査対象となる事業をあてはめると以下のとおりとなる。具体的な事業名は、各論で検討される事業である。

①都市近郊の自然の豊かさを保全する(自然)エリア

当該エリアは、市街地の背景となる里山の緑が広がり、豊かな自然環境を形成している。一方、人口減少や少子高齢化による耕作放棄地の増加や森林所有者の管理意識の低下による農林地の荒廃等が見られることから、自然の豊かさを保全し、生態系ネットワークを強化していくことが求められている。

【緑のまちづくり方針】

「里山が有する多面的な機能の発揮と生態系ネットワークの強化により次世代に引き継ぐ緑のまちづくり」

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
歴史文化	継承	地域のシンボルとなる緑の継承	保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理	保存樹・樹林等の適切な指定 管理奨励金の補助制度の適切な運用 保存樹・樹木カルテの作成と維持管理サポートの実施 維持管理方法の周知・徹底	13 保存樹等適正管理事業費
	連携	市民協働による保全活動の促進	市民協働による歴史ある緑や水の維持管理活動の促進	市民協働による活動の促進 維持管理活動の普及支援	
地形	継承	特色ある地形の緑の継承	斜面緑地や丘陵地等の緑の継承	地区・区域指定や条例に基づく保全・継承 許可・事前届出制度等の的確な運用 竹林の拡大防止	5 緑豊かなまちづくり促進事業費 17 卯辰山眺望景観創出事業費

				11 樹木害虫防除事業費補助
	松くい虫対策の実施			
	支援制度の周知・活用			5 緑豊かなまちづくり促進事業費

②緑と農の潤いを育む（緑と農）エリア

当該エリアは、田園や用水、海岸や河北潟周辺の緑と集落等の緑があいまって、地域の暮らしに潤いを与えている。

一方、農業の担い手不足等による遊休農地の拡大や維持管理が行き届かない農業用水が見られるほか、多様な開発行為が進んでいる地域が存在することから、田園や水辺の緑と集落等の緑が一体となった緑を適切に保全し、育んでいくことが求められている。

【緑のまちづくり方針】

「田園や水辺の緑と集落等の緑が一体となった潤いある生活環境やゆとりある暮らしを育む緑のまちづくり」

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理	11 樹木害虫防除事業費補助 12 公共施設等樹木害虫防除事業費 24 公園維持管理費 25 公園保守管理費
	活用	魅力ある水と緑のネットワークの形成	生態系ネットワークの強化 水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成	都市農地の維持・保全 用水・惣溝沿いの緑化促進	2 緑あふれる都市づくり事業費 3 街路樹維持管理費 13 保存樹等適正管理事業費
歴史文化	継承	地域のシンボルとなる緑の継承	保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理	保存樹・樹林等の指定 管理奨励金の補助制度の適切な運用 保存樹・樹林カルテの作成と維持管理サポートの実施	

地形	継承	特色ある地形の緑の継承	河川の緑の保全 海岸や河北潟周辺の緑の継承	維持管理の手引きの周知・徹底 犀川・浅野川堤防沿い等の緑の保全・維持管理 川筋に面した民有地の緑の保全 海岸保安林（防風林）の育成 こなん水辺公園の管理 農地の保全 農地の有効活用 地域ぐるみによる農地の保全	
	活用	魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用 自然や緑に触れ学ぶ機会と保全活動の促進	農地・森林の多面的機能の維持 自然が広がる緑の利活用 多様な主体と連携した農林地保全活動の展開		24 公園維持管理費
	連携				

③暮らしの質を高める（暮らしの質）エリア

当該エリアは、公園緑地や街路樹、民有地の緑等があいまって、良好な住環境を形成している。一方、公園樹木や街路樹の生長、公園施設のお朽化等が進み、維持管理に係る負担が増加しているとともに、少子高齢化等による空き家や空き地の増加、大地震や豪雨時における被害の軽減など、安全安心なまちづくりに向けた課題への対応が求められている。

【緑のまちづくり方針】

「緑豊かな住環境の適切な維持と緑の多面的な機能発揮により暮らしの質を高める緑のまちづくり」

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
都市	継承	都市の緑の維持管理の促進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理 安全な交通環境を確保する街路樹の適切な維持管理	11 樹木害虫防除事業費補助 12 公共施設等樹木害虫防除事業費 2 緑あふれる都市づくり事業費 3 街路樹維持管理費

				保存樹・樹林カルテの作成と維持管理サポートの実施	
				維持管理方法の周知・徹底	

④都市の魅力高める（都市の魅力）エリア

当該エリアは、犀川や浅野川のほか、鞍月用水等の保全用水が流れ、兼六園や金沢城公園、公園緑地や街路樹など、多様な緑が一体となり都市の魅力を高めている。  
一方、保存樹・樹林等の貴重な歴史文化の緑に対する周知不足や公園緑地における市民ニーズとのミスマッチのほか、少子高齢化に伴う空き地や駐車場等の低未利用地が増加、地域コミュニティに根ざした緑のあり方など、多様な課題への対応が求められている。

【緑のまちづくり方針】

「緑の機能を効果的に組み合わせた多様な都市空間の創出により魅力を高める緑のまちづくり」

				6 森の都金沢緑化基金費 11 樹木害虫防除事業費補助 12 公共施設等樹木害虫防除事業費 24 公園維持管理費 25 公園保守管理費	
環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理				4 公共施設緑化事業費	
				20 公園施設整備事業費	
				18 西部緑道整備事業費	
				2 緑あふれる都市づくり事業費 18 西部緑道整備事業費	
				8 緑と花の活動員事業費	
				5 緑豊かなまちづくり促進事業費 23 公園愛護費	
				5 緑豊かなまちづくり促進事業費	
				13 保存樹等適正管理事業費	

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理	11 樹木害虫防除事業費補助 12 公共施設等樹木害虫防除事業費 24 公園維持管理費 25 公園保守管理費
			計画的な施設更新	公園施設の計画的かつ適切な更新	19 既設公園整備（リニューアル等）事業費 20 公園施設整備事業費
	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	公共施設の魅力の創出 民有地における良質な緑化の促進	緑化空間の地域開放 住宅地の緑化促進 事業所の緑化促進	2 緑あふれる都市づくり事業費 5 緑豊かなまちづくり促進事業費
歴史文化			暫定緑化空間の創出	低未利用地への市民緑地認定制度の活用	

地形	継承	特色ある地形の緑の継承	河川の緑の保全	犀川・浅野川堤防沿い等の緑の保全・維持管理
	活用	魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	地形を活かした魅せる緑の創出	川筋景観としての緑の魅力向上
			自然が広がる癒しの緑の利活用	河川を活かしたレクリエーション空間としての利活用

⑤緑の交流拠点・水と緑のネットワーク

金沢市には、兼六園や金沢城公園をはじめ、金沢城北市民運動公園、大乗寺丘陵公園など、規模の大きな緑の交流拠点が存在する。

また、犀川や浅野川等の河川が日本海、河北潟と丘陵地を結び、西部緑道とともに水と緑のネットワークを形成する骨格が整っており、これらを構成する水と緑の資源は、生態系の有機的なつながりを育み、固有の生物多様性を生み出している。

一方、丘陵地や海岸沿い等における病害虫の発生防止、斜面緑地における土砂災害や河川緑地の豪雨災害の防止など、安全安心面からみた水と緑のネットワークの保全のほか、地形の緑を適切に維持管理し、継承していくための取組が大きな課題となっている。

また、大規模な公園や河川敷、西部緑道等における多様な利用ニーズに対応した機能やサービスの拡充と提供が求められている。

【緑のまちづくり方針】

「立地特性に応じた緑の交流拠点機能の強化とひととまち・自然をつなぐ水と緑のネットワークを形成する緑のまちづくり」

		商店来街者利便施設整備事業等の活用			
		防災まちづくり協定の締結による防災広場の整備			2 緑あふれる都市づくり事業費 3 街路樹維持管理費
		水と緑のまちなか交流軸(回廊)の形成	民間活力等を活かした運営・管理と魅力あるサービスの提供	P a r k ・ P F I 制度等の活用	
		市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の柔軟な活用と利便性向上に向けた取り組みづくり	地域主体の緑のマネジメントの試行	
		魅力ある水と緑のネットワークの形成	地域コミュニティとの連携強化	花いっぱい運動の発展促進	10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助
歴史文化	継承	地域のシンボルとなる緑の継承	市民共有の財産としての緑の継承促進(庭園等)	貴重な緑資産としての文化財指定制による継承	9 金沢市緑のまちづくり審議会経費 13 保存樹等適正管理事業費
	活用	地域の特徴的な緑の魅力の向上	歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備	金沢城公園・兼六園の整備促進	
	連携	市民協働による保全活動の促進	保存樹・樹林等の価値の認識向上	保存樹・樹林ガイドマップ等の作成	
				保存樹・樹林等を巡るツアー・見学会の実施	
				市民協働による歴史ある緑や用水の維持管理活動の促進	

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理	11 樹木害虫防除事業費補助 12 公共施設等樹木害虫防除事業費 24 公園維持管理費 25 公園保守管理費
	活用	新たな価値を生む緑空間(グリーンインフラ)の創出	特色ある公共緑化空間の整備	卯辰山公園の魅力向上	15 卯辰山公園開園100年魅力向上事業費 16 卯辰山公園夜の彩り創出事業費 17 卯辰山眺望景観創出事業費

				多様な主体との連携による活動展開	公園愛護団体制度の見直し・普及	5 緑豊かなまちづくり促進事業費
					公園等里親制度の見直し・団体登録の促進	23 公園愛護費
					花いっぱい運動の発展促進	5 緑豊かなまちづくり促進事業費
					ポランテア・サポート・プログラムの展開	10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助
地形	継承	特色ある地形の緑の継承	河川の緑の保全	河川の緑の保全	尾川・浅野川堤防拾い等の緑の保全・維持管理	
	活用	魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	海岸や河北潟周辺の緑の継承	地形を活かした魅せる緑の創出 自然が広がる癒しの緑の利活用	こなん水辺公園の管理	24 公園維持管理費
					川筋景観としての緑の魅力向上	
					丘陵地を活かした眺望スポット・散策路の活用	15 卯辰山公園開園100年魅力向上事業 16 卯辰山公園夜の彩り創出事業費 17 卯辰山眺望景観創出事業費
					河川を活かしたレクリエーション空間としての利活用	

				市民のスポーツ文化を支える運動公園の整備	14 城北市民運動公園整備事業費
				児童遊園の有効活用	22 児童遊園整備費補助
市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化	広域避難地としての公園の防災機能の強化			
魅力ある水と緑のネットワークの形成	骨格をなす水と緑のネットワークづくり	西部緑道の延伸整備			18 西部緑道整備事業費
地域特性に応じた緑のマナジメントの推進(公園緑地の機能分担・再編)	公園整備に関する制度及びあり方の見直し	「金沢市開発指導基準」の見直しによる公園整備の誘導			
				都市計画決定された公園のあり方の検討	
				既存小公園のあり方の検討	
連携	公園緑地の柔軟な活用と利便性向上にむけた仕組みづくり	地域別「公園等運営管理協議会(仮称)」の設立にむけた検討			
				公園の商業利用促進と利用料金の設定	
各種イベント開催・情報の発信	緑と花に関するイベントの充実	「緑の相談広場の充実			10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助
		タイアップイベント・講座の開催			
		緑の観察会等の開催			
		効果的な緑化イベントの充実			10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助

第3 外部監査の結果

第1章 総論

1 施策の推進体制

緑のまちづくり計画の推進にあたっては、市民や町会、関連事業者、各種団体、NPO法人、大学等のほか、審議機関、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むことが重要であることから、多様な主体との情報共有や連携協力、「連携中枢都市圏」の取組を踏まえた周辺自治体との広域連携を図りながら、各種施策を推進することとしている。

主体		役割
市民 町会 関連事業者 各種団体 NPO法人 大学 など	市民 町会 関連事業者 各種団体 NPO法人 大学 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑のまちづくり活動への参画、協力</li> <li>地域の緑化、緑の保全、公園や街路樹の運営・管理等に係る主体としての活動実施</li> <li>緑の機能や重要性に対する理解</li> <li>緑の育成や維持管理における品質の確保</li> <li>緑の維持管理における技能の向上</li> <li>新たな担い手の育成、確保</li> <li>民有地緑化に関する連携協力</li> <li>緑化・美化活動等の普及啓発・推進</li> <li>緑化・美化指導員・推進員等の研修、育成</li> <li>緑に対する理解を深める市民講座等の開催</li> <li>緑化活動に対する支援</li> </ul>
審議機関	金沢市緑のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働事業に関する連携協力</li> <li>共同研究、取組の実施</li> <li>施策の進捗状況に対する意見、助言</li> <li>市民協働に係る事業の評価</li> <li>計画の策定、施策や事業見直しに関する審議</li> </ul>
	金沢市景観審議会 緑化推進部会 斜面緑地保全部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存樹・樹林等の指定</li> <li>緑の保全や緑化手法等に係る指導・助言</li> <li>緑に係る公共事業等の審議</li> </ul>
行政	金沢市 緑と花の課 関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑のまちづくり施策や事業の計画的な実施、調整</li> <li>「連携中枢都市圏」構成市町との連携</li> <li>多様な主体との連携（市民、関連事業者、各種団体、NPO法人、大学、国、県など）</li> <li>地域が主体となった活動、緑化に対する支援</li> <li>意識向上にむけた情報発信</li> <li>新たな緑の担い手の育成支援</li> <li>（緑と花の活動員等の研修、育成）</li> </ul>

7 組織

監査対象として取り上げた公園施設を所管する緑と花の課の令和2年4月1日現在における組織名、人員、分掌事務は以下のとおりである。

課等・係	人数	分掌事務
緑と花の課	課長1名 課長補佐2名	
管理係	5名	1. 公園、緑地及び街路樹等の管理に関する事項 (他課の所管に属する事項を除く。) 2. 課の庶務に属する事項 3. 他係に属しない事項
緑化推進係	4名	1. 緑の基本計画に関する事項 2. 緑化の普及及び啓発に関する事項 3. 公共施設の緑化に関する事項
施設係	8名	1. 公園及び緑地の整備事業の施行に関する事項

緑のまちづくり計画の計画期間は令和元年度から令和10年度であることから、年度評価については、令和元年度の取組や活動についての評価を、令和2年度に実施することとなる。年度評価におけるCHECK（評価・検証）フェーズの実施内容については、緑のまちづくり計画内に以下のように記載されている。

- 取組等の実施状況の把握、問題点整理
  - ・事業実施状況や市民要望への対応状況の把握
  - ・多様な主体との連携協力状況や市民協働による活動状況の把握
  - ・実施状況把握を踏まえた問題点の整理
  - ・事業の進捗状況に対する評価・提言（審議会）

また、評価・検証に関する補足説明として、以下のように記載されている。

- ◎検証結果等の公表と市民意見の把握
 

年度評価や中間評価、計画改訂等のタイミングに併せ、市ホームページ等を通じて、取組や活動についての進捗状況や目標達成状況、検証結果等を市民に公表します。年度評価や中間評価については市ホームページや市民アンケート、意見交換会等を通じて意見を把握することとし、計画改訂においてはパブリックコメントを実施します。

年度評価の実施状況について担当課に確認したところ、令和元年度に実施した「金沢市開発指導基準」の見直しによる公園整備の誘導について、緑のまちづくり審議会にて審議の上、パブリックコメント等で広く市民意見を募るとともに、新聞やホームページ等で公表していることであつた。

しかしながら、PDCAサイクルは、計画全体の取組や活動等について実施状況を把握し、随時改善を図るものであることから、一部の取組のみの実施では不十分である。

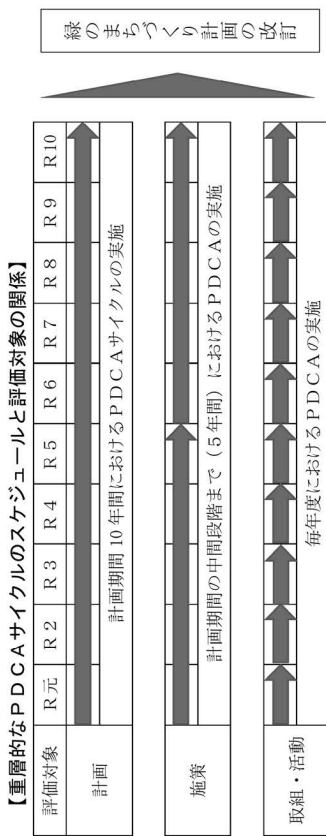
また、評価指標の設定が可能な取組や活動等については、適切な評価指標を設定することも必要である。

令和元年度の取組や活動についての進捗状況や目標達成状況、検証結果等を、金沢市ホームページ等を通じて早急に公表すべきである。

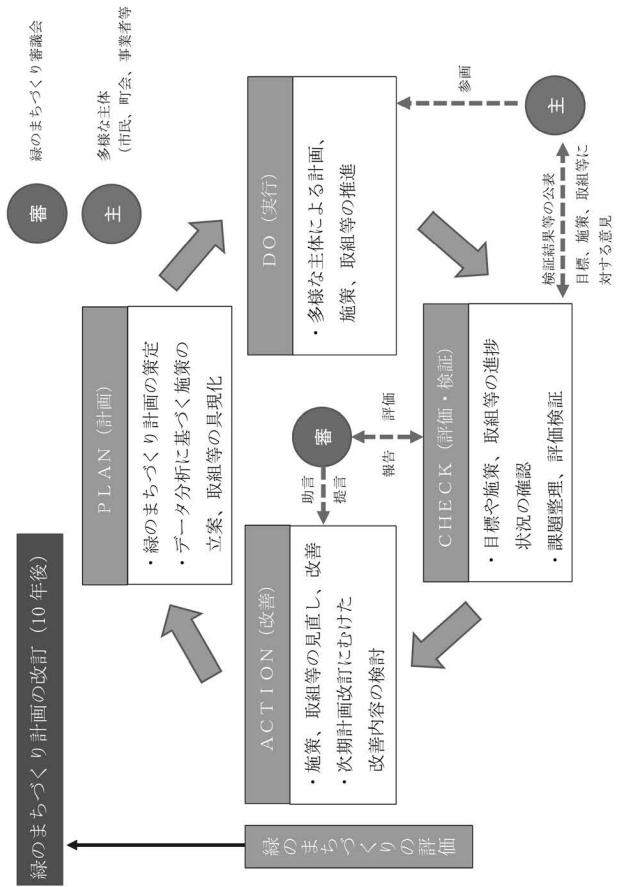
**【指摘事項】**  
 緑のまちづくり計画における令和元年度の取組や活動について、進捗状況や目標達成状況、検証結果等を早急に公表すべきである。

**2 計画の進行管理**  
 時代の変化のスピードに迅速に対応しつつ、緑のまちづくり計画を着実に推進するため、重層的なPDCAサイクルを実施することとしている。

- ・毎年度、個々の取組や活動等について実施状況を把握し、随時改善を図る。
- ・5年後には中間評価を行い、各種施策の進捗状況等を把握し、施策の見直し等を行う。
- ・計画期間最終年度（10年後）には全体評価と新たな取組等を検討し、次期計画を改訂する。



**【PDCAサイクル概要図】**



(3) 金沢市指定避難場所について

地域防災計画では、地震発生時は自主的かつ一時的に近くの公園や空地等の一時避難場所に避難するが、火災等の二次災害により一時避難場所に危険が迫ってきた場合は、市が指定する指定避難場所に避難することとしている。

指定避難場所には、学校や公共施設のほか、公園が定められており、そのうち公園については、監査人が防災に係る状況を調査し、とりまとめた結果を「巻末資料1 金沢市指定避難場所(公園)一覧」に記載した。

一覧中の各目については、以下のとおりである。

ア 防災拠点広場

災害時における避難場所だけでなく、被災地区への支援拠点として活用するほか、他の自治体からの緊急支援隊・支援物資の基地としての機能を備えた防災拠点広場に○を記載した。

イ 防災倉庫

防災倉庫の設置に係る占用許可申請がある公園に○を記載した。

ウ 排雪場

金沢市道路除雪計画書に排雪場として記載されている公園に○を記載した。

エ 調整池

金沢市水防計画に調整池として記載されている公園に○を記載した。

オ 防災広場

防災まちづくり協定を締結し、防災広場が整備されている公園に○を記載した。

カ 地震適否

地震発生時の避難場所として使用可能な公園に○を記載した。

キ 津波適否

津波発生時の避難場所として使用可能な公園(浸水想定区域外の公園)に○を記載した。

ク 洪水適否

洪水発生時の避難場所として使用可能な公園(浸水想定区域外の公園)に○を記載した。

ケ 土砂適否

土砂災害発生時の避難場所として使用可能な公園(警戒区域外の公園)に○を記載した。

3 金沢市地域防災計画における公園緑地等の位置づけ

金沢市地域防災計画(以下、「地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金沢市の地域における震災・風水害等の災害に係る金沢市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を各種災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的としている。

古い住家や人口が密集した地域を多く抱える金沢市にとって、身近な避難地での火災の延焼等を防止する公共空地の確保は緊急課題であり、都市公園事業やスポーツ施設事業等により計画的な整備を推進するとともに、防災倉庫、貯水槽、ヘリポートの設置など公園緑地等の防災機能の充実強化を進めることとしている。

(1) 公園緑地の雨水貯留機能について

公園緑地の防災機能の一つとして、大雨時の雨水貯留機能がある。

公園整備時にどの程度雨水貯留機能を検討しているか担当課に確認したところ、未舗装部分については土質による多少の差はあるものの、雨水浸透機能があることは間違いないことから、雨水浸透機能については詳細に検討していないが、舗装部分については、その面積に応じて調整池を設置するなど対応を図っているとのことであった。

公園は防災を主目的に整備されるものではないが、どの程度雨水浸透機能が期待されるかを整備時に検討することは、災害対策の面から望ましいと考える。

(2) 防災拠点広場の整備について

地域防災計画では、地震発生時は、近くの公園や空地等の一時避難場所に自主的に避難し、火災等の二次災害により一時避難場所に危険が迫ってきた場合は、学校や公共施設、公園などが指定する指定避難場所に避難することとしている。

また、災害時における避難場所だけでなく、被災地区への支援拠点として活用するほか、他の自治体からの緊急支援隊・支援物資の基地としての機能を備えた防災拠点広場を、おおむね中央、東、西、南、北の各地区に計画的に整備することとしている。

・整備済み

大和町防災拠点広場、大桑防災拠点広場、金沢南総合運動公園、安原スポーツ広場

・今後計画

金沢城北市民運動公園の整備にあわせて計画整備

金沢城北市民運動公園の整備については、各論の「14 城北市民運動公園整備事業費」で論ずることとする。



第2章 各論

1 街路樹等雪吊り魅力向上事業費

(1) 概要

①事業の目的

冬の金沢で固有の景観を形成している雪吊りについて、修景を充実させ、冬季観光客へおもてなしを図るといった観点から、金沢らしい「魅せる雪吊り」を実現する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
歴史文化	活用	地域の特徴的な緑の魅力を向上	歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備	歴史的風致維持向上にむけた緑の維持・向上

当該事業の対象緑地は、都市公園と街路樹である。

③事業の内容

ア

- 雪吊り拡充（新規）
  - ・街路樹雪吊り 尾山神社前通り線など 計94本
  - ・公園雪吊り 白鳥路など 計51本
  - ・公園雪吊り設置のための整姿剪定

イ

- 雪吊り継続（既存）
  - ・公園雪吊り 金沢駅西広場など
  - ・街路樹雪吊り 金沢駅西通り線など

④事業対象及び選定条件

雪吊りの対象エリアは、「冬季観光客へのおもてなし」という事業目的より、主に観光客が来訪する金沢市内の中心地である。

令和元年度より新規対象地の設定や対象樹木の拡充が行われている。

⑤過去5年間の決算の状況（令和元年度開始事業）

	当初予算		決算	
	金額（千円）	契約件数	金額（千円）	金額（千円）
令和元年度	36,000	35	34,591	34,591



(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

入札手続が法令及び規則等の定めに従って行われず、入札リスクが想定されることから、入札手続が適正に行われているか、また、業務の履行確認が適正に行われているか検証するため、関連資料（歳出予算差引簿、支出負担行為何書、委託設計書、入札関連資料、委託契約書、工事写真台帳、業務工程表等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

②支出の経済性と有効性について

事業目的に対する効果の検証がなされないリスクが想定されることから、本事業の目的に照らして、対象地の選定や事業効果の検証が、経済性・有効性の観点から適正に行われているか検証するため、関連資料（予算要求資料）の閲覧及び担当課への質問を行った。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

令和元年度の対象エリアのうち、委託料が1,000千円を超えるエリア及び当該年度より新規に行われたエリア、当該年度より実施樹木数が拡充されたエリアを対象に確認を行った。

入札手続は、制約付き一般競争入札方式により、一部のエリアについては指名競争入札により、いずれも適正に行われていた。

また、業務の履行確認についても適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②支出の経済性と有効性について

関連資料を閲覧した結果、特記すべき事項はなかった。

なお、事業効果の検証について担当課へ質問を行ったところ、令和元年度に事業が開始されたばかりのため、具体的な検証はまだ実施していないとのことであった。

今後は、例えばアンケート等により、観光部局と連携するなどし、事業効果を検証していくことが望ましい。

【尾山神社前通り線 雪吊り（令和2年12月14日撮影）】



2 緑あふれる都市づくり事業費

(1) 概要

①事業の目的

緑あふれる都市づくり構想に基づき、庭園のようなまちなみづくりを推進する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施 計画的な施設更新	安全な交通環境を確保する街路樹の適切な維持管理 計画的な街路樹リニューアルの実施
	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	民有地における良質な緑化の促進	住宅地の緑化促進
		市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化	雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備

当該事業の対象緑地は、街路樹である。

③事業の内容

街路樹マスタープラン<sup>(※)</sup>に基づき、10か年計画で街路樹の更新を図るものであり、平成27年度から順次更新が行われている。

※街路樹マスタープラン

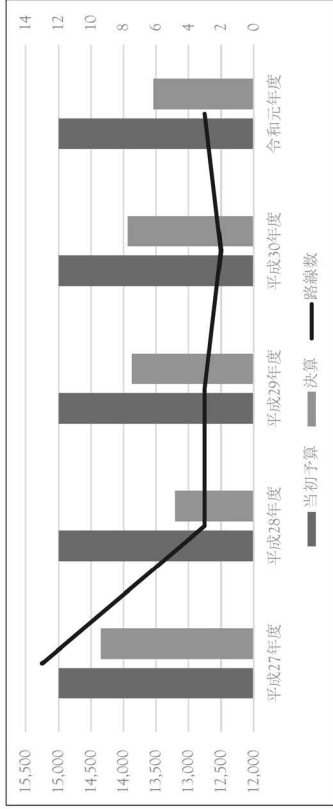
街路樹マスタープランの目的は、街路樹の安全性を高め、持続的な都市緑化植栽を可能とすることであり、そのための基本構想として、街路緑化の方針と基本計画が設定されている。

現行の街路樹マスタープランは平成26年12月に改定されており、改定にあたっては、既存街路樹の管理・更新に重点が置かれ、街路樹の「管理基本計画」や「更新基本計画」が設定されている。

街路樹マスタープランにおいて、街路樹の管理・更新に関して、「景観の向上を図ること」「市民生活の向上を図ること」「事故防止のためのリスク管理を行うこと」「維持管理費の低減を図ること」「街路樹の多様な機能を発揮すること」の課題が識別されている。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	路線数	金額(千円)	路線数
平成27年度	15,000	13	14,349	
平成28年度	15,000	3	13,204	
平成29年度	15,000	3	13,872	
平成30年度	15,000	2	13,936	
令和元年度	15,000	3	13,540	



平成27年度は、小額の更新工事が多かったことから路線数が多くなっている。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

入札手続が法令及び規則等の定めに従って行われず、入札リスクが想定されることから、入札手続が適正に行われているか、また、業務の履行確認が適正に行われているか検証するため、関連資料(支出負担行為同書、委託設計書、入札関連資料、委託契約書、工事写真台帳等)の閲覧及び担当課への質問を行った。

②街路樹マスタープランへの準拠性について

街路樹の更新が、街路樹マスタープランに準拠することなく、短期的な視点から対症療法的に行われるリスクが想定されることから、平成27年度から令和元年度にかけて実施された街路樹の更新について、対象路線や樹木の選定等が街路樹マスタープランに準拠しているか検証するため、関連資料(歳出予算差異簿、街路樹更新計画(暫定版)、街路樹リニューアル実施設計業務委託報告書(平成27年度～平成29年度)等)の閲覧及び担当課への質問、更新された街路樹の現地視察を行った。

(単

【街路樹マスタープランに基づく街路樹の更新】

位：千円)

路線	区間	調査・実施設計	更新実施年度	工事金額
千木・神谷内線	神谷内本町～足田町	平成27年度	平成27年度	8,262
古府・中村線	古府～入江	平成28年度	平成28年度～平成29年度	11,051
久安線	全線	平成28年度	平成28年度～平成29年度	12,799
アカシア団地線	全線	平成29年度	平成29年度	3,352
観音堂・上辰巳線	涌波1丁目～三口新町	平成27年度	平成30年度	10,584
	三口新町～鱒町	平成28年度～平成29年度	令和元年度	7,975
四十万・新庄線	四十万町～南四十万町	平成29年度	令和元年度	2,453
旭町・若松線	全線	平成29年度	令和元年度	3,111
森山・有松線	山の上～彦三町	平成29年度	令和元年度	—
東山内灘線	東山～浅野本町	平成29年度	未定(令和2年11月14日時点)	—
城北児童会館通り	全線	平成29年度	未定(令和2年11月14日時点)	—
若草・横川線	平和町～伏見台1丁目	平成27年度	実施見送り	—
八日市・額新保線	額新保西～額新保3丁目	平成27年度～平成28年度	実施見送り	—
額光が丘団地線	高尾南3丁目～光が丘2丁目	平成27年度	実施見送り	—
合計				59,589

(注) 街路樹リニューアル実施設計業務の委託費は含めていない。

平成27年度において、健全度調査等を経ることなく行われた複数の小額の工事(1,000千円未満)も含めていない。

④事業対象及び選定条件

ア 事業対象(令和元年度)

観音堂・上辰巳線、四十万・新庄線、旭町・若松線

イ 選定条件

街路樹マスタープランに基づき、現地踏査を踏まえて更新対象路線が選定されている。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

令和元年度に実施された街路樹更新工事全3件を対象に検証した結果、入札手続は制約付き一般競争入札方式により、いずれも適正に行われていた。また、業務の履行確認も適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②街路樹マスタープランへの準拠性について

平成27年度から令和元年度にかけて実施された街路樹の更新について、対象路線や樹種の選定等が街路樹マスタープランに準拠しているかを検証した結果、適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

ただし、街路樹の更新にあつたものの樹種の決定は、必要に応じて専門家へ意見聴取した上で、担当課において行っているとのことだが、その決定過程を確認することはできなかった。

街路樹マスタープランに樹種決定過程について定められているわけではないが、後年の参考とするためにも、できるだけ樹種の決定に至った記録を残すことが望ましい。

【観音堂・上辰巳線（犀川大通り） 街路樹更新（さくら）（令和2年12月14日撮影）】



【観音堂・上辰巳線（犀川大通り） 街路樹更新（さくら）（令和2年12月14日撮影）】



3 街路樹維持管理費

(1) 概要

①事業の目的

都市空間における緑の中核をなす街路樹を健全に育成するため、専門業者に管理を委託することにより、緑豊かなまちづくりと景観形成を推進する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	安全な交通環境を確保する街路樹の適切な維持管理
	活用	市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実 魅力ある水と緑のネットワークの形成	公園緑地の防災機能の強化 水と緑のまちなか交流軸(回廊)の形成	雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備 用水・惣溝沿いの緑化促進

当該事業の対象緑地は、街路樹である。

③事業の内容

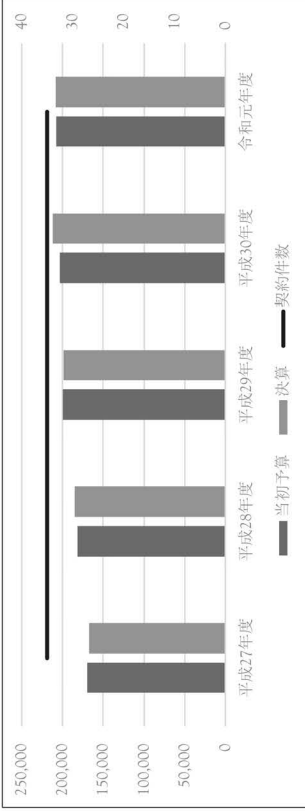
街路樹の剪定等の維持管理を行う。

④事業対象及び選定条件

金沢市の管轄路線等を基に金沢市内を32ブロックに分割し、金沢駅西広場等の3区画をあわせ、計35の区画ごとに、街路樹の維持管理業務契約を業者と締結し、維持管理を行っている。街路樹設置路線は約250km、高木は約28,500本、低木は約453,000本である。委託費は、主に除草・清掃作業費及び剪定作業費である。剪定作業費は、樹木数量に、樹高(中低木又は高木)、幹周に応じた規格(A～D)毎に設定された作業単価を乗じて積算している。除草・清掃作業費は、植栽面積に作業単価を乗じて積算している。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	契約件数	金額(千円)	金額(千円)
平成27年度	169,253	35	166,890	166,890
平成28年度	181,242	35	184,720	184,720
平成29年度	199,340	35	198,460	198,460
平成30年度	202,900	35	211,686	211,686
令和元年度	207,400	35	208,086	208,086



予算額及び決算額について、主に労務単価の上昇や管理路線数の増加に伴い増加傾向にある。なお、令和元年度より、雪吊りに関連する支出は「1 街路樹等雪吊り魅力向上事業費」に計上されている。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

入札手続が法令及び規則等の定めに従って行われ、入札リスクが想定されることから、入札手続が適正に行われているか、また、業務の履行確認が適正に行われているか検証するため、関連資料(支出負担行為同書、委託設計書、委託契約書、委託契約書、工事写真台帳等)の閲覧及び担当課への質問を行った。

②樹木の数量管理の適正性について

樹木の数量や規格の管理が適正に行われ、委託費用が適正に算定されないリスクが想定されることから、樹木の数量が適正に管理されているか検証するため、関連資料(業務工程表(実績)、樹木管理数量表、街路樹リニューアル実施設計業務委託報告書等)の閲覧及び担当課への質問を行った。

また、平成29年度に街路樹更新に際して行われた樹木の健全度評価に記載されている数量と、金沢市の管理資料の数量が整合しているか確認した。

③街路樹マスタープランへの準拠性について

より効率的な維持管理の手法についての検討が行われ、街路樹マスタープランに準拠した維持管理業務が行われているか検証するため、関連資料(委託設計書、委託契約書、委託契約書、委託契約書)の閲覧及び担当課への質問を行った。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

令和元年度の各エリアの入札手続について検証した結果、制約付き一般競争入札方式又は指名競争入札方式により、いずれも適正に行われていた。

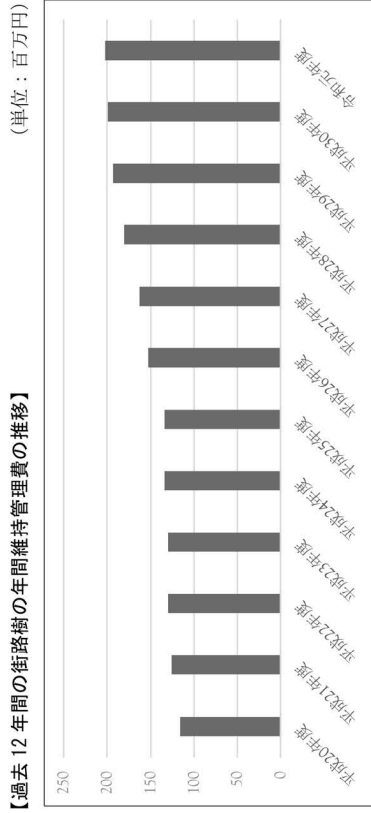
また、業務の履行確認も適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

ただし、過去12年間の街路樹の年間維持管理費の推移からは、増加傾向が確認される。

これは、労務単価の上昇及び管理路線数の増加によるものである。

現在、金沢市が管理する街路樹は、幹線道路を中心に総延長約256kmが整備され、高木約28,420本、低木約453,000本が植栽されているが、今後、これらの維持管理費の上昇をいかに抑えるかが課題となるであろう。

【過去12年間の街路樹の年間維持管理費の推移】



②樹木の数量管理の適正性について

樹木の数量は、「樹木管理数量表」により管理されているが、街路樹は、病害虫による枯死、台風や事故による消失等の外部要因により、短期間で頻繁に変動することから、適時に更新を行っておらず、維持管理業務の受託事業者からの報告に基づき、次年度に反映させる方法が採用されている。

この点、「金沢市緑地等維持管理業務委託共通仕様書」の「共通編」【4】②によれば、「業務箇所」の状況(樹木の生育状況や施設の状態)を報告すること。」とされており、異常があった場合は「異常箇所報告書」により報告することとなる。

受託事業者による数量の差異に関する報告がなされている事例はほとんど発見できなかった。報告書を閲覧したが、書面にて数量の差異が報告されている事例はほとんど発見できなかった。また、平成29年度に行われた街路樹リニューアル実施設計業務委託報告書に記載されている現状調査の結果と、「樹木管理数量表」の数量及び規格を比較したところ、いくつかの路線にて差異が発見された。当該差異については、受託事業者の報告漏れと考えられるものもあった。

委託料の積算に影響することから、街路樹の数量の差異について受託事業者から確実に報告させるよう、徹底する必要がある。

【意見】

街路樹維持管理業務委託における街路樹の数量について、設計数量と現場の数量に差異がある場合の報告を受託業者に徹底させる必要がある。

③街路樹マスタープランへの準拠性について

街路樹マスタープランでは、街路樹の管理に関して、健全度調査と処置の方針が示されている。この点、担当課に健全度調査の実施状況について検証したところ、本事業における日常点検として異常時の報告を受けているほか、「2 緑あふれる都市づくり事業費」の中で、対象路線・区間について詳細な健全度調査を行っているとのことであった。

そのため、全街路樹を対象とした定期的な点検は行われていないのが現状であるが、一方、街路樹マスタープランでは、街路樹の適正な維持のため、全街路樹を対象に3～5年を目安に定期点検を実施するものとされていることから、街路樹マスタープランに沿った定期点検を実施する必要がある。

【意見】

全街路樹を対象とした点検は、街路樹マスタープランで示されている3～5年を目安に実施する必要がある。

【旭町 街路樹 剪定後 (令和2年12月14日撮影)】



4 公共施設緑化事業費

(1) 概要

①事業の目的

公園、市有庭園、広場、道路などの公共施設における樹木等の適正な維持管理のため、公園緑化や街路樹緑化事業、樹木の剪定、街路樹の不要支柱の撤去等を実施することで、緑のまちなりを推進する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	生態系ネットワークの強化	公共施設における郷土種樹木の植栽
	活用	新たな価値を生む緑空間(グリーンインフラ)の創出	公共公益施設の魅力的な緑化空間の創出	公共公益施設の敷地内の緑化

当該事業の対象緑地は、都市公園と公共施設緑地である。

③事業の内容

公園、広場、道路等の公共施設の緑化を推進する。

ア 枯木、損木や支障枝の撤去工事、植栽工事等

- ・公園緑化事業
- ・街路緑化事業
- ・その他公共施設緑化事業
- ・公園・街路樹等臨時剪定(藤棚剪定)

イ 都心軸沿道緑化事業

- ・金沢駅～片町間をプラントナーで飾化する。

ウ その他

- ・次世代になぐ郷土の森づくり事業(後継木の育成)
- ・名木の森づくり事業(民有地名木の公共施設での再活用)

④事業対象及び選定条件

ア 対象案件

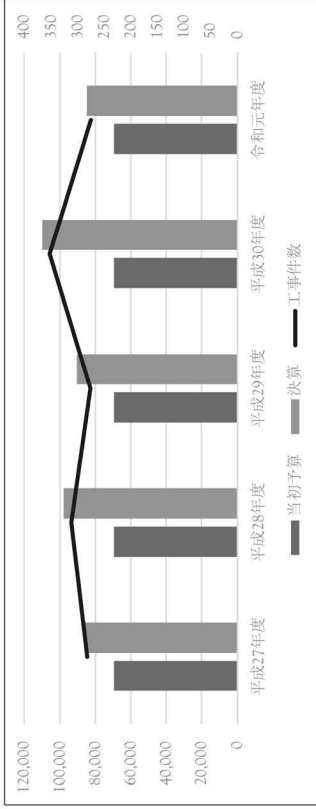
枯枝、支障枝等

イ 選定条件

主に要望等があったもの

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	工事件数	金額(千円)	工事件数
平成27年度	69,400	282件	86,141	
平成28年度	69,400	312件	97,919	
平成29年度	69,400	276件	90,473	
平成30年度	69,400	353件	110,023	
令和元年度	69,400	275件	84,822	



平成30年度については、豪雪により倒木処理等の件数が増加したことから、決算額が大きくなっている。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

財務事務が法令等の定めに従って行われていないリスクが想定されることから、財務事務が適正に行われているか、また、業務の履行確認が適正に行われているか検証するため、関連資料(支出負担行為台帳、見積書、見積書、入札関連資料、委託契約書、工事写真台帳等)の閲覧及び担当課への質問を行った。

②支出の経済性・有効性について

支出の経済性・有効性についての検討が十分に行われていないリスクが想定されることから、主に担当課への質問により検証した。

5 緑豊かなまちづくり促進事業費

(1) 概要

①事業の目的

地域住民や企業等と連携し、金沢市内の公園や緑道等に苗木を植樹することで、市民協働による緑化活動や公園管理を推進するほか、まちなかの緑化や地球温暖化の抑制を促進するため、民間施設の屋上や壁面の緑化事業を支援する。

また、金沢固有の景観である河岸段丘斜面における緑地保全活動を支援する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	民有地における良質な緑化の促進	事業所の緑化促進
	連携	地域コミュニティとの連携強化	多様な主体との連携による活動展開	公園愛護団体制度の見直し・普及 公園等里親制度の促進
地形	継承	特色ある地形の緑の継承	斜面緑地や丘陵地等の緑の継承	地区・区域指定や条例に基づく保全・継承 支援制度の周知・活用

当該事業の対象緑地は、都市公園、民間施設緑地、法による地域である。

③事業の内容

ア 緑のまちづくり市民協働推進費

公園愛護団体等が、公園等において新たに植樹をする場合に、苗木や資材等を提供する。

- ・新規公園、リニューアル公園での植樹
- ・卯辰山公園、西部緑道等の整備推進区域での植樹
- ・地元公園での緑化啓発のための植樹

イ 屋上等緑化事業費補助

金沢市中心市街地の民間建築物の屋上、壁面の緑化事業に対して、造成経費・植栽経費の助成を行う。

ウ 河岸段丘等保全事業費

特別緑地保全地区（平成8年～平成14年指定）の土地所有者に対して、当該土地に係る緑地の適正な管理を条件に、管理奨励金を交付する。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

令和元年度の小額工事のうち、公園・街路樹等臨時剪定（藤棚剪定）については、競争見積に基づく随意契約によって行われており、受託事業者の選定を含む財務事務は適正に行われていた。

その他の小額工事については、すべて簡易小額工事（予定価格が50万円未満の工事）であり、財務事務は適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②支出の経済性・有効性について

予算額と決算額の差額について担当課に質問したところ、当該事業は、自然災害や自然繁茂により民有地へ侵入した支障枝や支障木の撤去工事が大半であり、市民等からの要望への対応を図るものであることから、予算要求段階で必要額を積算することが困難であり、執行段階で必要に応じて補正予算を編成する等の運用が行われているとのことであった。

よって、特記すべき事項はなかった。

【湍波中央公園 枯木伐採（令和2年12月14日撮影）】





(2) 監査手続

①事業の有効性について

制度の利用が促進されず、事業目的が達成されないリスクが想定されることから、制度の有効活用に向けた取り組みがなされているか検証するため、「緑のまちづくり市民協働推進費」及び「屋上等緑化事業費補助」を対象に、過去5年間の支出実績を確認し、交付要綱等の関連資料（歳出予算差引簿、金沢市屋上等緑化助成金交付要綱等）を閲覧した。

②支出の経済性・有効性について

支出の経済性・有効性についての検討が十分に行われていないリスクが想定されることから、交付申請から金額の算定、交付決定に係る事務が関係法令等に依り適正に行われているか検証するため、「河岸段丘等保全事業費」を対象に、令和元年度の奨励金交付に係る関連資料（歳出予算差引簿、金沢市特別緑地保全地区管理奨励金交付要綱、支出負担行為書、奨励金交付申請書等）を閲覧した。

また、対象地を視察し、奨励金交付の要件とされている緑地の適正な管理が行われているか検証した。

(3) 監査結果

①事業の有効性について（「緑のまちづくり市民協働推進費」「屋上等緑化事業費補助」）

過去5年間の対象事業の交付実績は以下のとおりである。

	緑のまちづくり市民協働推進費		屋上等緑化事業費補助	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
平成27年度	—	—	—	—
平成28年度	—	—	—	—
平成29年度	1	189	—	—
平成30年度	1	189	1	500
令和元年度	—	—	—	—

制度の利用件数が極めて少なく、公園や金沢市中心市街地の緑化活動推進という事業目的が達成されているとは言い難い状況である。予算に限りがあるが、これらの利用件数は事業の成果指標の一つとして考えられるだろう。

また、屋上等緑化事業については、金沢市のホームページ等で制度内容について周知を図っているものの、緑のまちづくり市民協働推進費については、ホームページや案内文書等の制度内容を周知するための媒体が確認できなかった。担当職によれば、関係団体からの問合せに応じて対応することであり、消極的な対応にとどまっている。

制度の利用促進に向けて、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。

【意見】

緑のまちづくり市民協働推進費及び屋上等緑化事業費補助について、利用が極めて少ないことから、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。

④補助対象及び補助条件

ア 緑のまちづくり市民協働推進費

i 対象条件

公園愛護団体、里親団体

ii 選定条件

公園等において新たに植樹をする場合

イ 屋上等緑化事業費補助

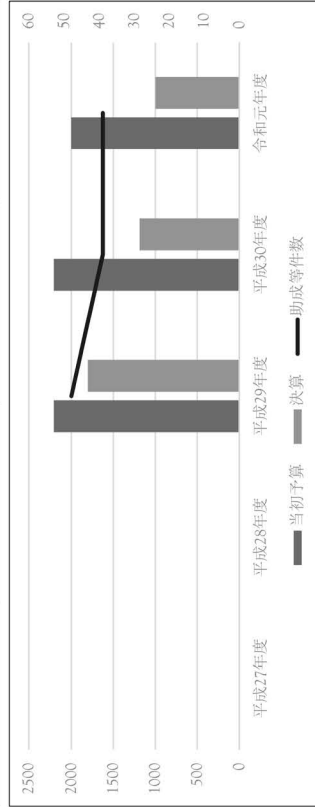
区分	緑化面積要件	助成基準額	助成率	上限額
屋上緑化	3㎡以上	50千円/㎡	50%	500千円
壁面緑化	3㎡以上	5千円/㎡	50%	500千円

ウ 河岸段丘等保全事業費

対象地 地積合計	奨励金額の 算定方法	申請件数 (令和元年度)	奨励金合計 (令和元年度)
3.3ha	30円/㎡	40件	996千円

⑤過去5年間の決算の状況（平成29年度開始事業）

	当初予算		決算	
	金額（千円）	助成等件数	金額（千円）	金額（千円）
平成29年度	2,200	48	1,803	1,803
平成30年度	2,200	39	1,186	1,186
令和元年度	2,000	39	997	997



平成28年度までは、公益財団法人金沢まちづくり財団（以下、「まちづくり財団」という。）が実施していた。

6 森の都金沢緑化基金費

(1) 概要

①事業の目的

森の都金沢の緑化を推進するため、まちづくり財団の緑化基金事業の一部を助成するとともに、民有地の緑化を推進するための原資として民間からの寄附分を積立金として交付する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理
	連携	緑化活動推進団体等の育成・支援	緑化活動に係る支援・報奨制度の見直し・充実	まちづくり財団や民間企業との連携

当該事業の対象緑地は、民間施設緑地である。

③事業の内容

- ア 緑化基金事業費補助金  
まちづくり財団に、緑化基金事業の一部を助成する。
- イ 緑化基金積立支交付金  
まちづくり財団に、民間からの寄附分を積立金として交付する。

④補助対象及び補助条件

- ア 補助対象  
まちづくり財団
- イ 補助条件
  - i 緑化基金事業費補助金  
緑化推進のための事業を実施すること。
  - ii 緑化基金積立支交付金  
民間から寄附があった場合

②支出の経済性・有効性について（「河岸段丘等保全事業費」）

都市緑地法の規定により金沢市が定めた「特別緑地保全地区」(\*)における緑地の適正な保全及び緑化の推進を図るため、特別緑地保全地区内の土地の所有者で、当該土地に係る緑地を適正に管理している者に対し、特別緑地保全地区管理奨励金を交付するものである。

※特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的な価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る地区である。金沢市では、犀川、浅野川沿いに形成されている河岸段丘斜面緑地を守り育てるために、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に指定している。

特別緑地保全地区において、建築物等の建築や宅地の造成、木竹の伐採等の行為を行う場合は、事前に「都市緑地法」に基づく許可が必要であり、当該奨励金は、清掃、除草、病中駆除、剪定等の管理が交付対象となっている。

緑地の管理の内容については、管理者から金沢市への奨励金交付申請の際に報告されており、担当課においても現地調査を行っている。

監査人において対象緑地を視察したところ、一部について、除草や剪定等が十分ではないと感じるところがあった。管理が不十分であれば、景観や周辺的生活環境への影響、防災上の懸念等が発生するおそれもあることから、管理者全体の注意を促すためにも、特別緑地保全地区の適正な管理について、適宜実施するよう管理者へ働きかける必要がある。

【意見】

特別緑地保全地区における除草や剪定等の適正な管理について、適宜実施するよう管理者へ働きかける必要がある。

【河岸段丘等保全事業費対象地区の一つ（令和2年12月14日撮影）】

